

## 議案第26号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万4,440円

第6条第1項第5号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に、「とする」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項中「平成30年度にあつては3万5,000円と、平成31年度にあつては2万9,160円と、令和2年度にあつては」を削り、同条第3項中「平成31年度にあつては5万6,390円と、令和2年度にあつては」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号の2に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万8,890円とする。

第9条第3項中「第6条第5号イ」を「第6条第1項第5号イ」に、「第6条第5号から」を「第6条第1項第5号から」に改める。

附則に次の3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第5号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

17 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

18 第16項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第6条第1項第7号アに該当する者であって、合計所得金額が200万円以上210万円未満のもの令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号アの規定にかかわらず、11万6,670円とする。

4 新条例第6条第1項第8号アに該当する者であって、合計所得金額が290万円以上320万円未満のもの令和3年度から令和5年度までの各年度における

保険料率は、同号アの規定にかかわらず、13万6,110円とする。

#### 提案理由

令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。